別表第二の備考一の㈠中17を20とし、14から16までを三ずつ繰り下げ、13を14とし、同表の備考一の㈠の14の次に次のように加える。

15　「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示する案内標識には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、専らＥＴＣ通行車の通行の用に供することを目的とする出口（以下「ＥＴＣ通行車専用出口」という。）を表す旨を表示することができる。





16　「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」及び「方面及び出口」を表示する案内標識の標示板は、方面について、必要がある場合は、次に図示したものに準ずるものとすることができる。

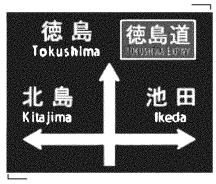


別表第二の備考一の㈠中12を13とし、11を12とし、同表の備考一の㈠の10の次に次のように加える。

11　「入口の方向」及び「入口の予告」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、専らＥＴＣ通行車（道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条第二項第三号イに規定するＥＴＣ通行車をいう。以下同じ。）の通行の用に供することを目的とする入口（以下「ＥＴＣ通行車専用入口」という。）を表す旨を表示することができる。



別表第二の備考一の㈢の1の(1)中「(118の4－C・D)」を「(118の5－C・D)」に改め、「白色とし、」の下に「出口の予告」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「出口」を表示するものについて、別表第二備考一の㈠の15の規定によりＥＴＣ通行車専用出口を表す旨を表示する場合には当該ＥＴＣ通行車専用出口を表す旨を表示する部分の文字を白色、地を紫色とし、同表備考一の㈠の16の規定により方面を表示する場合には当該方面を表示する部分の文字を白色、地を青色とし、」を加え、「青色とする。」を「青色とし、「サービス・エリア、道の駅の予告」及び「サービス・エリア」を表示するものについて、同表備考一の㈠の22の規定によりＥＴＣ通行車専用出口及び出口番号を表示する場合には当該ＥＴＣ通行車専用出口を表示する部分の文字を白色、地を紫色とし、出口番号を表示する部分の文字を紫色、地を白色とする。」に改め、同表の備考一の㈢の1の(2)中「文字を白色、地を緑色とし、同表備考一の㈠の11の規定によりＥＴＣ通行車専用入口を表す旨を表示する場合には当該ＥＴＣ通行車専用入口を表す旨を表示する部分を白色の区分線で囲むとともに、当該部分の文字を白色、地を紫色とする。」に改め、同表の備考一の㈢の1の(6)中「(118の4－C)」を「(118の5－C)」に改め、同表の備考一の㈢の1の(7)中「(118の4－D)」を「(118の5－D)」に改め、同表の備考一の㈢の1の⒀中「方面として」の下に「高速道路番号又は」を、「に準じて、」の下に「当該高速道路番号又は」を加え、



を



に改める。